

特定金属くず買受業を営む方へ

令和8年6月1日から、金属盗対策法（※）が施行されたことに伴い、
特定金属くず買受業を営む方には、以下の手続きが義務付けられます。

法令を遵守して、適正な営業をよろしくお願い致します。

※盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）

【届出】

- 営業所ごとに営業を開始する前日までに開始届出書を提出して下さい。
- 買受業を廃止した場合、または届出事項に変更があった場合は、変更等があった日から14日以内（当該届出に登録事項証明書を添付する場合は20日以内）に別途届出（営業廃止届、届出事項変更届）をして下さい。

【氏名等の表示】

営業所ごとに、氏名又は名称、届出をした公安委員会の名称及び届出番号等を、公衆の見やすい場所に、明瞭に判読できる大きさ及び書体で表示して下さい。

（表示例）

特定金属くず買受業	
開始届出書を提出した 公安委員会	公安委員会
届出番号等	第 号
氏名又は名称	
営業所の名称	

備考

- 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- ※ 内容が網羅されていれば、必ずしもこの様式を使用する必要はありません。
- ※ ウェブサイトを有する場合は、ウェブサイトへも掲載する必要があります。

【本人確認について】

○ 本人確認に要する事項（本人特定事項）

- ・ 個人の場合⇒「**氏名・住居及び生年月日**」（※「運転免許証」など官公庁から発行され、氏名等の記載があり、相手方の写真を貼り付けたもので確認して下さい。）
- ・ 法人の場合⇒「**名称及び本店又は主たる営業所の所在地**」（※「登記事項証明書」など官公庁から発行され、法人の名称等の記載があるもので確認して下さい。取引の任に当たっている個人の氏名等の確認も必要です。）

○ 本人確認を不要とする場合

- ・ 相手方と面識があるなど、過去の本人確認記録と同一であることが明らかな場合
- ・ 過去に買受けたことがある者から買受ける場合で、代金をその者の口座に振込むとき
- ・ 特定金属くず買受業者自らが特定金属くずを輸入するとき

【本人確認記録の作成について】

- ・ 本人確認記録には、「本人特定事項」、「本人確認を行った者」、「本人確認記録の作成者の氏名」、「本人確認書類の提示等を受けた日付け」、「確認方法」、「本人確認書類の名称」等を記載して下さい。
- ・ 本人確認記録には本人確認に用いた書類の写しを添付して下さい。
- ・ 本人確認記録は書面のほか、データ管理することも可能です。
- ・ 本人確認記録は買受の行われた日から3年間保存するようにして下さい。

【取引記録の作成について】

- ・ 取引記録は書面のほか、データ管理することも可能です。
- ・ 取引記録は買受を行った日から3年間保存するようにして下さい。

※取引記録の一例（法定の様式はありません。法定の事項が網羅されていれば有効です。）

No	氏名又は名称	買受けの日時・時間	金属くずの特徴	金属くずの量	金属くずの価額	代金支払方法	代金を振り込む場合の口座番号
1	香川太郎	2026/6/2 10:00	金属ケーブル	50キログラム	100,000円	現金	
2	株式会社〇〇リサイクル	2026/6/2 11:00	銅管	30キログラム	60,000円	口座振込	〇〇銀行〇〇支店 口座番号〇〇〇〇 〇〇〇〇名義

【警察への申告について】

- ・ 買受に係る特定金属くずが盗難品の疑いがある場合は、直ちに警察官に申告して下さい。
- ・ 通報は営業所を管轄する警察署、もしくは緊急の場合は110番通報をして下さい。

【問合せ先】 営業所を管轄する警察署の生活安全課または生活安全・刑事課
香川県警察本部生活安全部生活安全企画課（087-833-0110）